

令和8年度 橋県補修 第1001-00-00-92号

一般県道小千谷長岡線他 低濃度PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託
特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、令和8年度 橋県補修 第1001-00-00-92号 一般県道小千谷長岡線他低濃度PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託（以下「収集運搬・処分業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本仕様書は、新潟県長岡地域振興局地域整備部小千谷維持管理事務所が保管している低濃度ポリ塩化ビフェニル（以下「低濃度PCB」という）を含有している塗膜片等（保管容器含む）の処理のうち収集運搬・処分業務を適正かつ円滑に履行することを目的とする。

(業務委託期間)

第3条 業務委託期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。受注者はこの期間中に収集運搬・処分業務に係る全ての手続を完了させなければならない。

(業務の履行義務)

第4条 受注者は、契約書、本特記仕様書及び関係図書に基づき、効率的、経済的かつ適正に収集運搬・処分業務を履行しなければならない。

(廃棄物（保管容器）及び予定数量)

第5条 収集運搬・処分業務の対象となる低濃度PCB廃棄物の数量及び性状は別紙1「低濃度PCB廃棄物内容及び重量一覧表」と別紙3「R4_PCB塗膜調査結果(浦柄橋)」別紙4「R4_PCB塗膜調査結果(新小江戸橋・浦柄橋)」のとおりとする。なお、別紙1の数量は予定数量である。

(業務の内容)

第6条 収集運搬業務は、前条に記載する低濃度PCB廃棄物を、その受け渡し場所（保管場所）から処分業務を行う施設までの運搬とする。

2 処分業務は、引き渡されたPCB廃棄物の無害化処理を行い、また再生資源化又は最終処分することとし、容器類についても、受注者の責任においてPCB廃棄物に準じて適切に取り扱うものとする。

(業務管理)

第7条 受注者は、収集運搬・処分業務を開始する前に、契約期間中の収集運搬・処分業務計画を受注者に提出するものとする。提出した計画に対して発注者から変更の要請がある場合は、これに協力するものとする。

(業務提携の構成員の業務管理)

第8条 業務提携により受注した場合は、入札代表者が工程管理を行い、委託者と調整を行うこと。

(廃棄物の収集)

第9条 第5条に掲げる低濃度PCB廃棄物の受け渡し場所は、新潟県小千谷市城内2丁目8-28地内(新潟県長岡地域振興局小千谷維持管理事務所裏倉庫)とする。(別紙2参照)

- 2 前項の受け渡し場所において運搬車両への低濃度PCB廃棄物の積み込みは、受注者が行うものとする。
- 3 運搬時のPCB廃棄物等の環境中への流出を防止するため、適切な防護措置を施すこととし、この措置に必要な資機材は受注者側にて準備すること。

(低濃度PCB廃棄物の搬出日等)

第10条 前条第1項の受け渡し場所から低濃度PCB廃棄物の搬出する日については、原則として次のとおりとする。ただし、発注者の指示により搬出時間等を変更する場合は、その指示に従うものとする。

- (1) 原則として、平日とする。なお、平日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く日とする。
- (2) 搬出時間は原則として、午前8時30分から午後5時とする。
- (3) 搬出は、令和9年2月28日までに完了させることとする。

(関係法令の遵守)

第11条 受注者は、収集運搬・処分業務の履行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号)(以下「廃棄物処理法」という。)及び日本国における関係法令等に従い適正に行うものとする。

(安全管理)

第12条 受注者は、収集運搬・処分業務の履行にあたり労働基準法(昭和29年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他関係法令を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。

- 2 受注者の処分施設が特別管理産業廃棄物を受け入れるにあたり、自治体等が事前協議や協定等により安全管理に関する点検・測定等の条件がある場合は、それらの事項を遵守しなければならない。

(運搬の変更)

第13条 発注者は、受注者が行う運搬業務が環境上又は安全上適切でないと判断したときは、運搬方法の変更を求めることができる。また、受注者はこれに従わなければならない。

(損害賠償及び補償)

第14条 受注者は、発注者の所有施設を汚染又は損害を与えた場合には、直ちに発注者に報告し、その指示により、受注者の責任で速やかに原形に復旧しなければならない。

2 受注者は、収集運搬・処分業務の履行にあたり、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負わなければならない。

(故障等の報告)

第15条 受注者は、収集運搬・処分業務の履行にあたり支障となる故障、事故等の不測の事態が生じた場合、又は生じる恐れがある場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。

(再委託)

第16条 受注者は、発注者から受託した第6条に規定する業務を他人に再委託してはならない。

ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得て、廃棄物処理法の定める再委託基準に従う場合は、この限りでない。

(業務実施にあたっての留意事項)

第17条 受注者は、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬、処分が可能な証の写し(下記3点)を見積書提出時に提出しなければならない。

- (1) 廃棄物処理法に基づく「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証(品目：ポリ塩化ビフェニル汚染物)」の写し
- (2) 廃棄物処理法に基づく「特別管理産業廃棄物処分業許可証(品目：ポリ塩化ビフェニル汚染物)」の写し
- (3) 廃棄物処理法に基づく「無害化処理認定証(品目：ポリ塩化ビフェニル汚染物)」の写し

- 2 受注者は、低濃度PCB廃棄物の運搬経路図を提出するものとし、その経路に塗膜片等が脱落、飛散しないよう万全の処置を講じるとともに、交通法規等を遵守して運搬しなければならない。また、万一事故等により脱落、飛散した場合は、受注者が全ての責任を負い処理しなければならない。
- 3 第9条に掲げる受け渡し場所内の運転については徐行運転とし、関係者以外の立ち入りについて十分注意し、事故のないよう努めなければならない。
- 4 業務に関する提出書類については、県様式にて提出しなければならない。
- 5 監督官公庁等に対する手続きが必要となった場合、受注者は、発注者に提案し、監督職員の指示により書類及び資料の作成を行わなければならない。また、これに要する一切の経費は受注者の負担とする。
- 6 廃棄物の処理について、管轄の保健所等と協議した場合は、その協議録その他の資料の写しを提出しなければならない。

(資格を要する業務)

第18条 受注者は、収集運搬・処分業務を履行するにあたり法令等で規定される資格を必要とする業務には、常時資格者を従事させなければならない。

(業務完了報告及び履行の確認)

第19条 受注者は、業務が完了した後、速やかに業務完了報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 収集運搬・処分業務の履行の確認は、業務完了報告書及びマニフェストB2票・D票・E票に基づき行うものとする。

(疑義等の解決)

第 20 条 本仕様書等に定める事項について疑義が生じたとき又はこの仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者との協議の上、決定する。

(以上)